

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社に雇用され、B所在の同社Cセンターにおいて、カタログ等の配送準備作業及び清掃作業を経て、平成〇年〇月からはミシン作業に従事していた。

請求人によれば、上記作業に従事したことにより、手首及び膝の違和感及び痛みが生じ、その後悪化していったとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「両側変形性手関節症、両側変形性膝関節症」（以下「原傷病」という。）と診断されたとし、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人が関節リウマチの基礎疾患を有していたことから、原傷病の増悪に伴う痛みについて業務上の疾病として認め、痛みに対する療養に限って療養補償給付を行う決定をした。請求人は以後複数の医療機関で治療を続け、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第14級に該当するものと認め、同等級に应ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、再び左手の痛みがひどくなったとして、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「左環指及び左小指伸筋腱断裂」と診断され、平成〇年〇

月○日、E病院に転医し「左環指及び左小指伸筋腱断裂、両側変形性手関節症」
(以下「本件傷病」という。)と診断された。

請求人は、本件傷病は原傷病の再発であるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したところ、監督署長は、再発には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が原傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は原傷病の再発である旨、あるいは、業務により本件傷病を発症した旨主張しているので、以下検討する。

(2) 本件傷病の原因について、医師の所見をみると次のとおりである。

ア F医師は、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「一般的に考えられる原因は、関節リウマチである。今回の症状の主な要因は、手関節炎である。既往症の関節リウマチと今回の症状には因果関係がある。」と述べ、また、平成○年○月○日付け診断書において、要旨、「手指伸筋腱断裂については、腱滑膜炎により生じた腱の脆弱性に手関節、遠位橈尺関節の変形による物理的刺激が加わったことによると考える。労働作業により左環指小指伸筋腱断裂に至った可能性は否定できない。」と述べている。

イ G医師は、同年〇月〇日付け診断書において、要旨、「一般的に考えられる原因は、リウマチによる局所の炎症、左手の使用による機械的な刺激、摩擦等が考えられる。今回の症状は、リウマチによる慢性的な炎症が主な要因と考えられる。」と述べている。

ウ H医師は、同月〇日付け意見書において、要旨、「一般的には外傷性腱断裂であるが、腱脆弱があれば非外傷性腱断裂も生じる。本件は労務内容で手指使用があり、労務起因と考える。関節リウマチでの腱脆弱も要因となる。」と述べている。

エ I医師は、同年〇月〇日付け意見書において、要旨、「関節リウマチで手関節に炎症を認める場合、伸筋腱は慢性炎症のため脆弱となり、日常動作で腱の皮下断裂が生じることから、関節リウマチを基礎疾患として持っている者が腱の皮下断裂を生じた場合、業務上の有害因子が特に強度に作用して疾病が発生したとはいえない。」と述べている。

オ J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「関節リウマチの治療において、アクテムラ投与後は高値であったMMP 3は正常化し、一見コントロールは良好と考えられるが、エックス線写真での経過をみると、平成〇年から平成〇年にかけて、両手関節の関節変形は経過的に悪化が認められ、関節裂隙の狭小化が進み、骨破壊が進行して強直へと進行しているように見える。特に左手関節は手根尺骨間の関節裂隙の狭小化が顕著である。したがって、荷重関節ではないが、関節リウマチによる両手関節の関節変形は、アクテムラ投与下でも進行が止まっておらず、その変形による物理的刺激が原因で左環指小指の伸筋腱断裂が生じたと考えられる。労働の負荷による変形の悪化とは考えられず、左環指小指の伸筋腱断裂は関節リウマチの自然経過の中でしばしば見られるものである。以上から、左環指小指の伸筋腱断裂は業務との因果関係はないと考える。」と述べている。

(3) 本件傷病が業務に起因するものであるか否かについて、請求人は、H医師が業務との関連性を認めていると主張するが、同医師は「労務内容で手指使用がある」との理由を述べているにすぎず、同業務が手指を使用する過重な業務であり、本件傷病を生じさせるものであることについて、医学的な因果関係があることを述べたものとは判断できず、さらに、同医師は、関節リウマチでの腱脆弱も要因となり、腱脆弱があれば非外傷性腱断裂も生じる旨述べており、腱

の脆弱性が非外傷性腱断裂の大きな要因となることも認めている。上記医師らの所見を総合すると、「左環指伸筋腱断裂」及び「左小指伸筋腱断裂」が生じた主な要因は、請求人の基礎疾患である関節リウマチであると判断することが相当であり、当審査会としては、業務との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

(4) 次に、本件傷病が原傷病の再発であるか否かについて、F医師は、上記診断書で、「左環指手指伸筋腱断裂は、関節リウマチに伴う手関節炎が主たる要因で生じたものであり、腱滑膜炎により生じた腱の脆弱性に手関節、遠位橈尺関節の変形による物理的刺激が加わったことによると考える。」と述べているものの、原傷病である左側変形性関節症との間に相当因果関係があると認めているとは判断できないものであり、また、原傷病が悪化したことを裏付ける医師の所見も無いことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、再発とは認められないものと判断する。

(5) 以上のことから、請求人の本件傷病は原傷病の再発とは認められず、また、本件傷病と業務との間に相当因果関係は認められない。

(6) なお、請求人の主張について改めて子細に検討したが上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。